

【 審議対象事業群 I 】

長崎県総合計画「チャレンジ2020」

基本戦略 2 交流を支える地域を創出する

施策 (1) 時機を捉えた魅力あるまちなみの整備

事業群 ② 長崎らしい景観形成・まちなみ環境整備の推進

事業群評価調書 p 1

事業群補足説明 p 4

〈構成事業補足説明資料〉

長崎らしい景観形成推進事業 p 5

長崎らしい景観形成推進事業（公共デザイン推進制度） p 7

21世紀まちづくり推進総合補助金（美しい景観形成推進事業） p 9

屋外広告物指導監督費（周知啓発） p 11

「ながさきサンセットロード」推進事業費（公共） p 13

事業群評価調書(平成29年度実施)

基本戦略名	2 交流を支える地域を創出する	事業群主管所属	土木部都市計画課
施策名	(1) 時機を捉えた魅力あるまちなみの整備	課(室)長名	池田 正樹
事業群名	② 長崎らしい景観形成・まちなみ環境整備の推進	事業群関係課(室)	まちづくり推進室、道路維持課

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文)						(取組項目)	
市町や地域住民が自ら取り組む景観づくりへの支援や、広域的な景観形成、景観に配慮した公共事業の取組により、県内各地の特色ある景観づくりと良好な美観の整備を推進し、長崎の魅力ある景観とまちなみを保全・創出・活用します。						i)市町の景観計画策定支援及び市町や県民等との連携による景観形成の推進	
指 標		最終目標 (H32)	目標 (H28)	実績 (H28)	達成率	(進捗状況の分析)	
事業群	景観計画策定団体数(累計)	17市町	13市町	14市町	108%	「交流を支える地域を創出する」ためには、都市部と同じような画一的な都市景観を求めるよりも、生活や文化に根ざした長崎らしい美しい景観(自然景観、歴史文化景観、地域景観、これらを背景とした複合的で、その地域ごとの豊かな多様性をもつ景観)を維持、保全、創造していくことが重要である。 平成28年度は、景観形成やまちなみ整備の基本方針となる景観計画の策定等に対する市町への財政支援や公共施設建設等への景観アドバイザーの派遣、定期的な県市町の連絡会議の開催などの技術的支援を行った。その結果、平成28年度までに14市町において景観計画の策定がなされた。	
	その他						

2. 28年度取組実績(H29新規・補正は参考記載)

取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(上段:実績、下段:計画、単位:千円)			事業対象	28年度事業の実施状況 (29年度新規・補正は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)					28年度事業の成果等	中核事業
			H28実績	一般財源	人件費(参考)			指標	主な目標	H28目標	H28実績	達成率		
			H29計画	一般財源	人件費(参考)					H29目標	—	—		
	長崎らしい景観形成推進事業	H23-	6,742	6,742	9,650	市町、県民等	市町や県民等に対する景観アドバイザー派遣、まちなみや建造物等の景観資産登録、市町との意見交換会の定期的な開催等を通じて長崎らしい景観形成を推進した。	活動指標	景観形成アドバイザー派遣数(回/年)	30	19	63%	景観形成アドバイザーを計19回派遣し、景観に配慮した工事等を促し、長崎らしい景観形成に寄与した。	○
										20	—	—		
	都市計画課	H23-	6,498	6,498	6,459			成果指標	派遣後のアンケートにおいて、景観に対する意識が向上したと回答した割合(%)	100	100	100%		
										100	—	—		
	長崎らしい景観形成推進事業(公共デザイン推進制度)	H15-	256	256	8,042	県、市町	長崎県公共事業等デザイン支援会議を開催し、県及び市町が行う公共事業の計画又は設計段階でのデザインの支援を行い、長崎らしい魅力ある景観形成を推進した。	活動指標	デザイン支援会議での検討回数(回)	3	2	67%	平成28年度は、一般県道河務福江線の植栽をはじめ、6件の事業に対してデザイン支援を行い、長崎らしい魅力ある景観形成の推進に寄与した。	
										3	—	—		
	まちづくり推進室	H15-	2,159	2,159	6,459			成果指標	デザイン支援を行なった事業数(件)	7	6	86%		
										7	—	—		

取組項目	21世紀まちづくり推進総合補助金(美しい景観形成推進事業)	H15-	16,182	16,182	4,825	市町	景観計画策定等に要する費用の一部を補助し、景観計画策定を促進し、地域の特性を活かした景観の保全と創造を図った。また、景観資産等11件の修景・保全に係る補助を行い、平成28年度からは、事業実施主体にアンケートを実施した。	活動指標	補助件数(件/年) ※景観計画策定	1	1	100%	市町に対して、景観計画策定等に要する費用の一部を補助することにより、景観計画策定に寄与するとともに、景観資産等の保全・修景事業に対して補助を行ない、美しい景観形成に寄与した。
			1	—	—								
			補助件数(件/年) ※景観資産等	10	11			110%					
				4	—			—					
	成果指標	景観法に基づく景観計画等の策定または景観計画に基づく各種規制基準等の作成(件/年)	1	1	100%								
		事業実施主体に対するアンケート調査で「まちなみや景観がよくなった」と回答した割合(%)	1	—	—								
	都市計画課	—	10,600	10,600	4,037	市町	景観計画策定等に要する費用の一部を補助し、景観計画策定を促進し、地域の特性を活かした景観の保全と創造を図った。また、景観資産等11件の修景・保全に係る補助を行い、平成28年度からは、事業実施主体にアンケートを実施した。	成果指標	事業実施主体に対するアンケート調査で「まちなみや景観がよくなった」と回答した割合(%)	100	100	100%	
									100	—	—		
	屋外広告物指導監督費(周知啓発)	—	33	33	2,413	県民等	関係市町や長崎県屋外広告美術協同組合と連携し、「長崎県屋外広告物条例」による規制の内容や景観に配慮した屋外広告物の事例、落下事故を防止するためのメンテナンスのあり方等を県民や関係団体に周知した。	活動指標	ながさきサインフォーラムの開催(回/年)	1	1	100%	長崎県屋外広告美術協同組合や関係市町と連携し「ながさきサインフォーラム」を開催した結果、平成28年度は85名の参加があり、アンケートの結果、100%の回答者が「景観や安全に対する意識」が向上したと回答した。
									1	—	—		
成果指標								参加者アンケートにおいて景観又は安全への意識が向上したと回答した割合(%)	90	100	111%		
								90	—	—			
都市計画課	—	225	225	2,826	県民等	関係市町や長崎県屋外広告美術協同組合と連携し、「長崎県屋外広告物条例」による規制の内容や景観に配慮した屋外広告物の事例、落下事故を防止するためのメンテナンスのあり方等を県民や関係団体に周知した。	成果指標	参加者アンケートにおいて景観又は安全への意識が向上したと回答した割合(%)	90	—	—		
								90	—	—			
「ながさきサンセットロード」推進事業費(公共)	H26-	2,100	800	—	県	美しい地域と道路空間づくりによる地域の活性化を図り、各々の活動充実と相互力を発揮するため、「ながさきサンセットロード推進協議会」の運営支援、ルートの広報活動を行った。	活動指標	推進協議会の開催並びに関連イベントの実施(回)	4	4	100%	平成28年度は、市町や地域住民による自主的な景観づくりへの啓発事業としてフォトコンテスト及び一斉清掃を開催した。平成29年度は、更なる広報・啓発を行っていくことにより、ながさきサンセットロードの知名度向上を図るものである。	
								4	—	—			
							成果指標	イベント参加者数(人)	1,000	1,042	104%		
								1,000	—	—			
道路維持課	H26-	5,250	2,000	—	県	美しい地域と道路空間づくりによる地域の活性化を図り、各々の活動充実と相互力を発揮するため、「ながさきサンセットロード推進協議会」の運営支援、ルートの広報活動を行った。	成果指標	イベント参加者数(人)	1,000	1,042	104%		
								1,000	—	—			

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i)市町の景観計画策定支援及び市町や県民等との連携による景観形成の推進

・現在、景観計画を策定している14市町のうち、12市町が「21世紀まちづくり推進総合補助金」を活用することで景観計画を策定しているなど、県の支援によって市町の計画策定が一定進んでいるが、景観計画未策定市町にヒアリングを行った結果、厳しい財政状況のほか、職員や住民の景観意識の不足や景観計画の策定・運用方法など、複数の課題が挙げられた。そのため、これまで景観設計やまちづくりに精通した大学教授等の専門家を景観形成アドバイザーとして、公共施設整備の際に市町等に派遣し、道路整備における歩道の色彩や照明灯の照度を考慮した位置・材質など、景観に配慮した施設整備へのアドバイスを行ってきたが、今後は、これらの取組みに加えて、職員や住民の景観意識の醸成を図ることや景観計画の策定・運用方法への技術的支援を行うことを目的とした派遣を進める必要がある。

・長崎らしい景観形成推進事業(公共デザイン推進制度)については、長崎県公共事業等デザイン支援会議によるデザイン支援の成果である景観に配慮した施設が県内各地で完成し他事業の模範となっている。今後は、これを県内の類似事業に波及させていく必要があり、これまでのデザイン支援の成果を検証し取りまとめた「景観に配慮した公共事業事例集」を活用した自主的な検討を広げていく。また効率的な会議運営など事業の効率化にも取り組んでいく。

・ながさきサインフォーラムでは、長崎県屋外広告美術協同組合と連携し、景観に配慮した屋外広告物の事例や安全点検の必要性について、周知することができた。県内でも屋外広告物の落下事故が発生し、安全性の確保が喫緊の課題であったため、平成29年4月1日付けで長崎県屋外広告物条例を改正し、安全点検の実施や点検結果の報告、点検者資格の設定など、安全性の確保に向けた義務付けを行なった。今後は、ながさきサインフォーラム等を通じて、安全点検に係る条例改正の内容等を一層周知することにより、地域の良好な景観形成及び県民への危害を防止していく必要がある。

4. 29年度見直し内容及び30年度実施に向けた方向性

取組項目	事務事業名	29年度事業の実施にあたり見直した内容 (H29の新たな取組は「H29新規」等と記載、見直しがない場合は「－」と記載)	30年度事業の実施に向けた方向性		
			事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目	長崎らしい景観形成推進事業	景観形成アドバイザーについては、派遣内容の見直しにより、市町に対する支援体制を強化するとともに、県が市町に対して景観計画の策定を要請する際に同行を依頼することで、市町への要請体制を強化した。	⑤	景観計画未策定市町については、行政や住民の景観意識の不足が課題であるため、今後は、各市町を集めた景観連絡会議や広域景観推進事業に係るシンポジウム等に景観形成アドバイザーを積極的に活用し、行政や住民の景観意識の醸成に努めながら、景観計画策定への機運の向上を図る。 また、景観形成アドバイザー派遣制度については、まちづくり推進室所管の公共デザイン推進制度との連携を強化することで、両制度の効率化に向けた検討を行う。	改善
	長崎らしい景観形成推進事業(公共デザイン推進制度)	－	③	長崎らしい景観形成推進事業(公共デザイン推進制度)の更なる効率的な運用を図るため、類似する都市計画課所管の長崎らしい景観形成推進事業(アドバイザー派遣制度)との連携強化に向けた検討を行う。	改善
	21世紀まちづくり推進総合補助金(美しい景観形成推進事業)	－	⑤⑦	現在、景観計画を策定していない市町については、厳しい財政状況が課題の一つとなっていることから、市町への財政支援の一助として今後も本事業を継続することで、景観計画策定を促す必要がある。 また、地域景観の核となる個性的で魅力的な景観を形成する景観資産を保全・修景することにより、長崎らしいまちづくりの取組を支援していく。	現状維持
	屋外広告物指導監督費(周知啓発)	「ながさきサインフォーラム」による周知啓発を継続して実施するとともに、条例改正説明会を2回開催するなど、規制内容や改正内容の周知を行う。 また、長崎県屋外広告美術共同組合と連携し、安全点検作業の様子や広告主・点検事業者へのインタビューを行い、土木部facebook「よかばい！長崎の土木」に掲載するなど、安全意識の向上のため、周知啓発を進めていく。	⑥	左記の取組みを継続的に実施するとともに、現行の規制内容や安全点検の重要性をより一層周知するため、関係事業者団体が開催する会議等に職員を派遣し説明を行うなど、周知の強化を図る。	改善

【事業構築の視点】

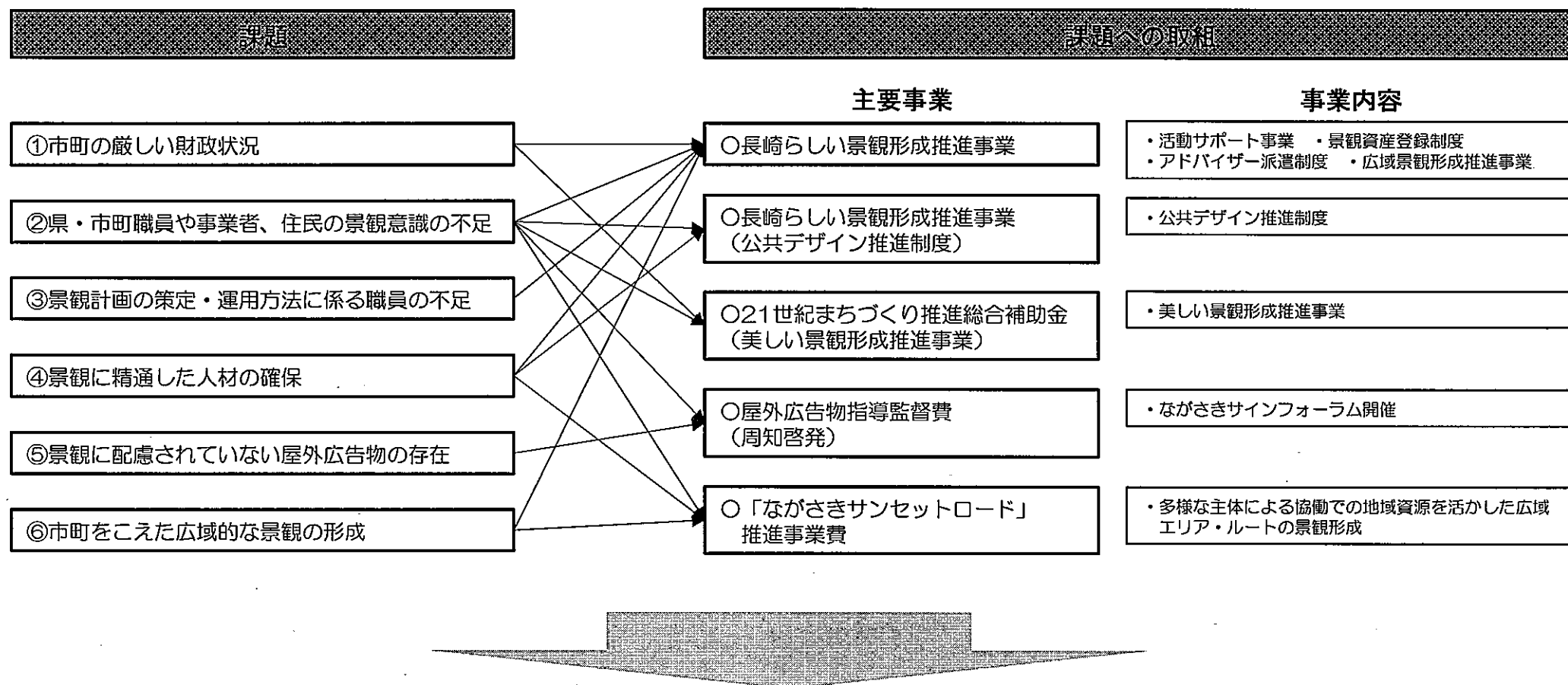
- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができていないか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点

長崎らしい景観形成・まちなみ環境整備の推進

背景 「交流を支える地域を創出する」ためには、都市部と同じような画一的な都市景観を求めるよりも、生活や文化に根ざした長崎らしい美しい景観（自然景観、歴史文化景観、生業景観、これらを背景とした複合的で、その地域ごとの豊かな多様性をもつ景観）を維持、保全、創造していくことが重要である。

現状

- ・長崎県には、自然や歴史文化、地形及びこれらを背景としたまちなみや生業による複合的で多様な景観が地域ごとに存在し、本県の景観を特徴づけているが、近年の経済活動や産業構造の変化などにより、これらの景観が徐々に失われつつある。
- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」のなかで景観計画の策定が指標になり、国としても景観の面的整備に着目した「景観まちづくり刷新支援事業」が新たに事業化され、景観行政の重要性が増している。
- ・県内を見渡せば、14市町において景観計画を策定しているが、景観行政への取組について、市町間での格差が生じている。



目的 住民・事業者・市町等と一体となった景観づくりを進め、生活空間や観光資源としての魅力を高めることで、地域の振興に寄与することを目指す。

事務事業にかかる補足説明資料

事業群名	長崎らしい景観形成・まちなみ環境整備の推進
事業名	長崎らしい景観形成推進事業
担当課	都市計画課

成果指標	目標	H28目標	H28実績	達成率	活動指標	目標	H28目標	H28実績	達成率
		H29目標	—	—			H29目標	—	—
成果指標	派遣後のアンケートにおいて、景観に対する意識が向上したと回答した割合(%)	100	100	100%	活動指標	景観形成アドバイザー派遣数(回/年)	30	19	63%
		100	—	—			20	—	—
			—	—				—	—
			—	—				—	—

事業の実施状況

(1)事業の目的

住民や市町の主体的・継続的な景観形成活動を支援するとともに、先導的な公共事業や市町を跨る広域景観形成等に取り組む「長崎県美しい景観形成推進条例」及び「長崎県美しい景観形成計画」に基づき、下記施策を行い、生活空間及び観光資源としての「まち」の魅力を高め、定住促進や交流人口拡大による地域の活性化を図る。

- 活動サポート事業
- 景観資産登録制度
- アドバイザー派遣制度
- 公共デザイン推進制度
- 広域景観形成推進事業(重点施策)
- 大規模建築物の規制・誘導

(2)平成28年度の事業実施状況

①市町への施策説明及び意見交換

景観に関する県の考え方や施策を説明するとともに市町の疑問等に関する意見交換を行う会議を3回実施した。

②美しい景観形成アドバイザー派遣制度

景観やデザインなどの専門家31名をアドバイザーとして登録し、景観への影響を配慮した修景や工事等に対し、平成28年度は19回の助言を実施。

③まちづくり景観資産登録・保全制度

個性的で魅力ある景観を形成するまちなみや建造物について、平成28年度までに215件を景観資産として登録し県民への周知を図るとともに、平成28年度は21世紀まちづくり推進総合補助金により、市町と連携して修景等10件への支援を実施。

④景観行政団体に移行していない5市町において、県の景観計画の届出対象行為について36件の届出があり審査を行った。

⑤広域景観形成推進事業の対象地域である五島地域での景観まちづくりに関する住民等の意識啓発を目的に、五島地域のNPO法人に景観計画の住民等による提案を行うための社会実験の委託事業を行った。

(3)平成28年度事業の成果

- ①市町への施策説明及び意見交換により、景観に関する市町の意識向上を図ることができた。
- ②アドバイザー派遣やデザイン支援の活用により、景観に配慮した公共事業が行われ、景観に配慮した公共施設の整備が進んできている。
- ③景観資産への登録及び助成による地域住民の景観意識の向上が見られるとともに、お茶会や庭園公開など景観資産の活用がなされている。
- ④景観に対する意識が高まった市町の景観計画の策定が進み、目標を超える成果となった。

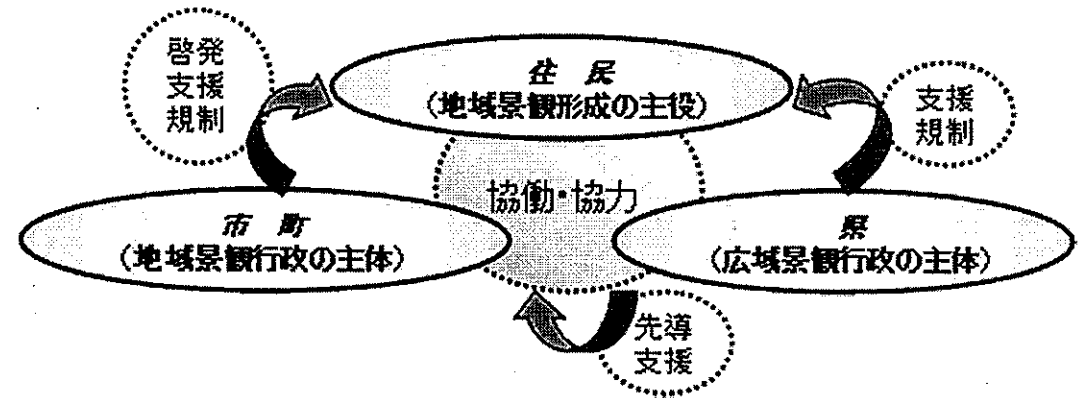
(4)平成29年度の事業実施状況(予定) ※事業実施にあたり見直した内容含む。

- ①市町との景観連絡会議を3回開催予定。
- ②専門家33名をアドバイザーとして登録予定。アドバイザー派遣については、制度を広く周知することにより、より多くの派遣回数確保できるよう努めることとする。
- ③まちづくり景観資産3件へ補助金を交付し、市町と共に支援を予定。
- ④平成29年度の活動サポート事業に認定した、五島市が行う「福江城址公園整備事業」において、五島市が整備計画や活用策を検討する際に地元NPO等の意見に配慮されるよう五島市への助言・支援を行いながら、地域住民の景観意識の醸成に努めていく。

長崎らしい景観形成推進事業

事業概要・目的

生活空間及び観光資源としての「まち」の魅力を高め、定住促進や交流人口拡大による地域の活性化を図るため、住民や市町の主体的・継続的な景観形成活動を支援するとともに、先導的な公共事業や市町を跨る広域景観形成等に取り組む「長崎県美しい景観形成推進条例」及び「長崎県美しい景観形成計画」に基づき、下記施策の効果的な運用を図る。



○活動サポート事業

住民と市町が協働して継続的に取り組む景観まちづくり活動を、計画策定から協働体制構築、施設整備まで支援します。

○景観資産登録制度

個性的で魅力ある景観を形成しているまちなみや文化的景観、あるいは地域景観の核となっている建造物や樹木を登録し、その内容を広く周知します。また、登録した建造物等の所有者が実施する保全・活用事業を、市町と共同で支援します。

○アドバイザー派遣制度

住民や市町並びに県の機関が、美しい景観形成を目指した地域づくりや施設整備等を行う場合、あらかじめ登録した関係分野の専門家を派遣し、技術的な支援を行います。

○公共デザイン推進制度

県や市町が行う建造物等の整備事業のうち、地域景観への影響が大きい事業について、専門家によるデザイン支援及びガイドライン（景観に配慮した公共事業事例集）の作成により、地域の魅力ある景観形成を先導し、市町や民間の施設整備への波及を図ります。

○広域景観形成推進事業（重点施策）

世界遺産候補や主要観光地を結ぶ広域ルート、世界ジオパークなどの広域エリア等において、本県を代表する広域的な景観を重視し、関係者と連携しながら総合的な景観形成を行います。

○大規模建築物の規制・誘導

大規模な建築物や工作物の建設や開発行為は、地域景観に影響を与える可能性が高いため、県では、周辺景観との調和を目的として、景観行政団体以外の市町の区域において、景観法を活用し予防的に行為の規制・誘導を行います。

市町をまたく
広域景観
広域的な景観形成

事務事業にかかる補足説明資料

事業群名	長崎らしい景観形成・まちなみ環境整備の推進
事業名	長崎らしい景観形成推進事業(公共デザイン推進制度)
担当課	まちづくり推進室

	目標	H28目標	H28実績	達成率		目標	H28目標	H28実績	達成率
		H29目標	—	—			H29目標	—	—
成果指標	デザイン支援を行なった事業数	7	6	86%	活動指標	デザイン支援会議での検討回数	3	2	67%
		7	—	—			3	—	—
			—	—				—	—
			—	—				—	—

事業の実施状況

(1)事業の目的

県が行う構造物等の整備事業及びこれと一体となって市町が行う構造物等の整備事業並びに県が推進する重要な景観・まちづくり関係施策の対象区域において市町が行う構造物等の整備事業のうち、地域の景観に大きな影響を及ぼすと考えられるものを取り上げ、関係分野の専門家で構成する長崎県公共事業等デザイン支援会議で助言を受けながらデザインの検討を行い、質の高い公共施設等を整備することにより、魅力ある景観の保全・形成を先導し、市町事業や民間事業の追随を促す。

(2)平成28年度の事業実施状況

平成28年度は、長崎県公共事業等デザイン支援会議を2回開催し、県及び市が行う6件の事業について専門家から助言を受けた。

【対象事業】

主要地方道福江空港線(植栽)
一般県道河務福江線(植栽)
一般県道以善田平港線(植栽)
主要地方道福江富江線道路災害防除工事(落石対策)
口ノ津港広域連携事業(浮桟橋整備)
口ノ津港ターミナル整備事業 ※市事業

(3)平成28年度事業の成果

主要地方道福江空港線、一般県道河務福江線及び一般県道以善田平港線については、植栽の選定について専門家から助言を受けた。

口ノ津港ターミナル整備事業及び口ノ津港広域連携事業については、ターミナル駐車場の動線や植栽、ターミナルに隣接して整備する浮桟橋の色彩等について専門家から助言を受けた。

また、現在施工中の主要地方道福江富江線道路災害防除工事については、コンクリート擁壁や落石防護柵の色彩について検証を行った。

今後は、専門家からの助言を工事に反映させていく予定である。

(4)平成29年度の事業実施状況(予定) ※事業実施にあたり見直した内容含む。

効率的なデザイン支援を行うため、現地調査を兼ねた地方機関での開催を中心に3回の会議を実施予定。(対象事業については現在選定中)

完了事業についても今後「景観に配慮した公共事業事例集」の充実を図るため、検証を行う。

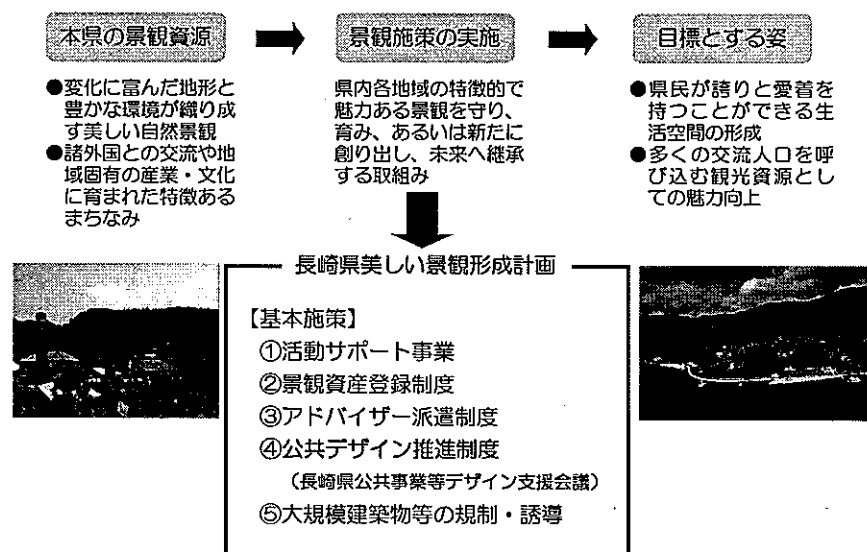
公共デザイン推進制度

(1) 目的

下記 i) ~ iii) の事業のうち、地域の景観に大きな影響を及ぼすと考えられるものを取り上げ、関係分野の専門家に助言を受けながらデザインの検討を行い、質の高い公共施設等を整備することにより、魅力ある景観の保全・形成を先導し、市町事業や民間事業の追随を促すことを目的としています。

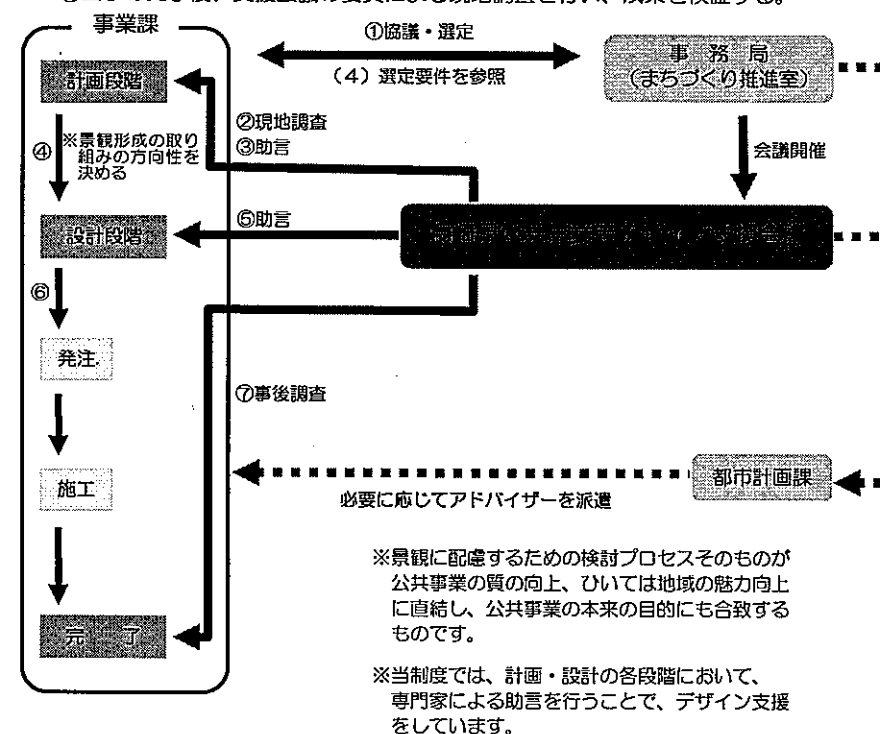
- i) 県が行う建造物等の整備事業
- ii) 上記 i) と一体となって市町が行う建造物等の整備事業
- iii) 県が推進する重要な景観・まちづくり関係施策の対象区域において市町が行う建造物等の整備事業

(2) 位置づけ



(3) 手法

- ①事務局と各事業課との協議により、対象事業を選定する。
- ②長崎県公共事業等デザイン支援会議の委員による現地調査を行う。
- ③支援会議に事業概要を説明し、設計の基本的方向性について助言を受ける。
(このとき、必要に応じてアドバイザーを選定する。)
- ④事業課において、助言に配慮しながら設計作業を行う。
- ⑤支援会議に設計案を説明し、デザインについての具体的な助言を受ける。
- ⑥事業課において、助言に配慮しながら設計を完了させ、工事を実施する。
- ⑦工事の完了後、支援会議の委員による現地調査を行い、成果を検証する。



(4) 選定要件

【判断基準】

- 景観への配慮が必要な地域であるか
- 多数の人々が目にする場所であるか
- 景観に影響を与えるような事業内容、規模であるか

事務事業にかかる補足説明資料

事業群名	長崎らしい景観形成・まちなみ環境整備の推進
事業名	21世紀まちづくり推進総合補助金(美しい景観形成推進事業)
担当課	都市計画課

	目標	H28目標	H28実績	達成率		目標	H28目標	H28実績	達成率
		H29目標	—	—			H29目標	—	—
成果指標	景観法に基づく景観計画等の策定または景観計画に基づく各種規制基準等の作成(件/年)	1	1	100%	活動指標	補助件数(件/年) ※景観計画策定	1	1	100%
	事業実施主体に対するアンケート調査で「まちなみや景観がよくなった」と回答した割合(%)	1	—	—			1	—	—
		100	100	100%		補助件数(件/年) ※景観資産等	10	11	110%
		100	—	—			4	—	—
			—	—				—	—

事業の実施状況

(1)事業の目的

市町等地域が取り組む観光振興、地域間交流、景観整備等のまちづくりの事業に対して、長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金を交付することにより、交流人口の拡大、地域課題の解決、地域資源の活用による地域の活性化を推進する。

○美しい景観形成推進事業

長崎県美しい景観形成推進条例(平成23年長崎県条例第18号)に基づき、個性的で魅力ある長崎らしい景観形成を進めるための景観計画等の策定、施設の整備その他の美しい景観形成を推進する事業が対象。

(2)平成28年度の事業実施状況

【景観計画等策定事業】

・対馬市…対馬市景観基本計画策定業務委託

【景観資産補助事業等】

建築物の修景・保全工事(11件)

- ・長崎市…日本基督教団長崎教会
- ・佐世保市…旧平戸商業銀行江迎支店
- ・島原市…猪原金物店、マルイチ葬祭場
- ・壱岐市…前田家住宅
- ・南島原市…福田邸、(株)喜代屋、(資)三ツ池、ヤマコメ酒造
- ・波佐見町…山神社、光春窯煙突

(3)平成28年度事業の成果

【景観計画策定補助事業】

景観計画策定に要する費用の一部を補助することで、対馬市の景観計画策定を促進し、地域の特性を活かした景観の保全と創造を図ることができた。

【景観資産等補助事業】

景観資産等11件の修景・保全に係る補助を行い、平成28年度からは、事業実施主体にアンケートを実施し、「まちなみや景観がよくなった」と100%の回答を得ることができた。

(4)平成29年度の事業実施状況(予定)

※事業実施にあたり見直した内容含む。

【景観計画等策定事業】

・対馬市…対馬市景観基本計画策定業務委託

【景観資産補助事業等】

建築物の修景・保全工事

- ・島原市…旧升金商会店舗兼主屋
- ・平戸市…志自岐家住宅、旧角屋主屋
- ・五島市…福江城址公園整備事業

長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金 (美しい景観形成推進事業)

事業内容	地域資源の活用による地域の活性化を推進するため、市町等地域が取り組む観光振興、地域間交流、景観整備等のまちづくりの事業に対して交付する。まちづくり景観資産に登録された建造物又は樹木の所有者等が行う当該景観資産の保全若しくは修景を行う事業、又は、当該事業に対して補助する事業。
補助対象	市町
補助率	4/10以内 ※1 財政力指数に応じて嵩上げあり ※2 民間の行為に対し市町が補助する場合の市町への補助率は、全体事業費の1/3以内で、市町が民間へ補助する額の1/2以内とする。
補助金額の範囲	【景観計画策定事業】 景観法に基づく景観計画の策定又は改定若しくは景観計画に基づく各種規制基準等の作成事業 【協働体制構築事業】 提案等に基づき市町が計画的に行う、市町と住民等との協働体制の構築及び住民の景観意識の醸成に資する事業 【景観形成関連事業】 提案等に基づき市町の計画に沿って行われる建造物等の改修、保全など地域の良好な景観形成に資する事業、又は当該事業に対して補助する事業 【景観資産助成事業】 景観資産に登録された建造物又は樹木の所有者等が住民の景観意識の醸成等、まちづくり景観資産の活用を見込んで行う当該景観資産の保全若しくは修景を行う事業、又は、当該事業に対して補助する事業

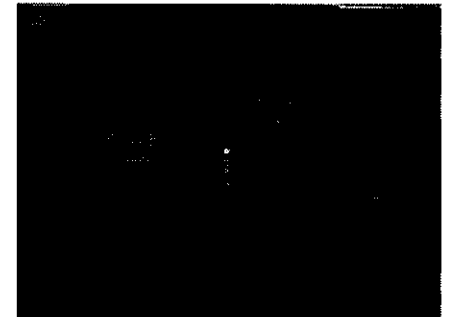
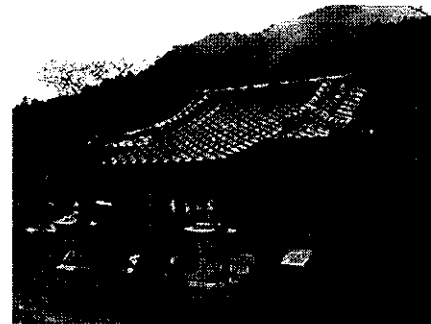
景観資産助成事業の補助イメージ：民間に対して間接補助を行う場合



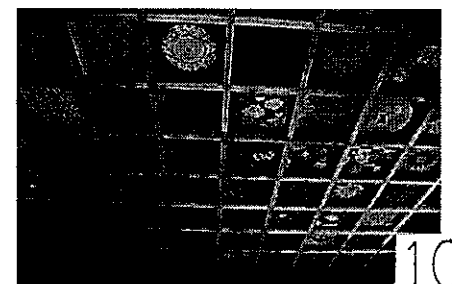
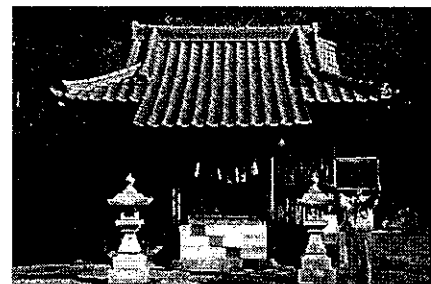
景観資産助成事業：「山神社」(H28.3.8登録)

○寛文元年、中尾郷の各窯場の山の神をまとめて祀ったのが始まりとされており、現在の本殿は昭和18年に焼物関係者等により建立された。
○一部柱の腐食や雨漏りが進み、天井絵が劣化するなど早急な対応が必要となり、平成28年度に改修を図った。(施工者：中尾郷自治会)
○80枚の天井絵は、地元の窯元や同郷出身の絵付師など約20名が無償で制作するなど、中尾郷を大事にする方々の手によって修景された。
○平成29年度からは、桜陶祭、秋陶めぐり、JR九州ウォーキングの立ち寄りポイントとして活用され、観光客が天井絵を目的に訪れている。

【改修前】



【改修後】



事務事業にかかる補足説明資料

事業群名	長崎らしい景観形成・まちなみ環境整備の推進
事業名	屋外広告物指導監督費(周知啓発)
担当課	都市計画課

	目標	H28目標	H28実績	達成率		目標	H28目標	H28実績	達成率
		H29目標	—	—			H29目標	—	—
成果指標	参加者アンケートにおいて景観又は安全への意識が向上したと回答した割合(%)	90	100	111%	活動指標	ながさきサインフォーラムの開催(回/年)	1	1	100%
		90	—	—			1	—	—
			—	—				—	—
			—	—				—	—

事業の実施状況

(1)事業の目的

国が推進する屋外広告物適正化旬間に合わせ、関係市町や長崎県屋外広告美術協同組合と連携して、ながさきサインフォーラムを開催し、「長崎県屋外広告物条例」による規制の内容や景観に配慮した屋外広告物の事例、落下事故を防止するためのメンテナンスのあり方等を県民や関係団体に周知することで、同条例の目的である、良好な景観形成及び公衆への危害防止を図る。

(2)平成28年度の事業実施状況

第3回ながさきサインフォーラム

開催日…平成28年9月24日(土)

場 所…諫早市民センター(諫早市東小路町)

主 催…県、長崎県屋外広告物美術協同組合

後 援…国土交通省

参加者…85名

内 容

- ・基調講演(屋外広告物のデザインとメンテナンスについて)
- ・県からの報告(条例による規制内容等について)
- ・諫早市内の景観に配慮された看板等の紹介
- ・全体トークセッション

(3)平成28年度事業の成果

屋外広告物は、景観を構成する要素の1つであり、また、点検や管理を怠り放置すると落下事故が発生する恐れがある。良好な景観形成と公衆への危害防止に向けた安全対策を目的に「ながさきサインフォーラム」を開催し、景観に配慮されたデザインや事故の事例を具体的に紹介しながら、施工業者をはじめとした県民の景観や安全に関する意識向上を図った。その結果、本フォーラムの開催後アンケートを実施したところ、回答者全員(52名)から「景観や安全に対する意識が向上した」との回答が寄せられるなど、意識向上に寄与することができた。

(4)平成29年度の事業実施状況(予定) ※事業実施にあたり見直した内容含む。

県内で屋外広告物の落下事故が発生するなど、安全性の確保が喫緊の課題であったため、平成29年4月1日付けで「長崎県屋外広告物条例」を改正し、安全点検に義務化等を行った。今年度は下記を通じて改正内容の周知を強化していく。

①第4回ながさきサインフォーラムの開催(大村市内で開催予定)

②屋外広告業者及び関係団体への改正内容の通知

屋外広告業者:622業者、関係団体:20団体

③安全点検義務化に係る条例改正説明会の開催

長崎会場92社(113名)、佐世保会場43社(48名)

④土木部facebook「よかばい!長崎の土木」における周知

長崎県屋外広告美術協同組合と連携し、安全点検の様子や広告主・点検者へのインタビューを掲載予定

第3回ながさき サインフォーラム

in
諫早

まちとつながるサイン ～地域に共感される屋外広告物～

2016年9月24日(土)

13:00-17:30

諫早市民センター

【第1部】基調講演 (13:00~15:00)

◎テーマ「サインデザインを楽しく仕掛ける。」

島津環境グラフィックス有限会社 代表取締役 島津勝弘

◎テーマ「これからの看板メンテナンス」

(株)UTECH 代表取締役 上田大輔

【第2部】行政より報告 (15:10~15:40)

◎テーマ「長崎県における屋外広告物行政の現況とこれから」

長崎県土木部都市計画課 景観班 課長補佐 金福守

【第3部】屋外広告物さるくin諫早 (15:50~17:30)

◎スライドまちあるき「諫早の屋外広告物についてトークセッション」

パネリスト・コーディネーター(裏面をご覧ください。)

サインフォーラム意見交換会 (18:00~20:00)

◎まちづくりのためのあんな事こんな事、意見交換会です。是非ご参加下さい!!

※参加ご希望の方は事前に問い合わせ先に申込み下さい。

ながさきサインフォーラムとは……

官民連携で良好な広告景観形成を推進するため、身近にある屋外広告物を題材にまちづくりを語り合いながら意識向上を図り、魅力ある広告景観を考えます。より良い「ながさきのまちづくり」のため、皆様ぜひご参加下さい。

定員:150名
(要申込・先着順)
申込は裏面まで
入場無料

長崎県屋外広告美術協同組合
PRESENTS

in
諫早

第3回ながさきサインフォーラム

まちとつながるサイン ～地域に共感される屋外広告物～

2016年9月24日(土) 13:00~17:30 諫早市民センター

ながさきサインフォーラムとは……

官民連携で良好な広告景観形成を推進するため、身近にある屋外広告物を題材にまちづくりを語り合いながら意識向上を図り、魅力ある広告景観を考えます。より良い「ながさきのまちづくり」のため、皆様ぜひご参加下さい。

パネリスト



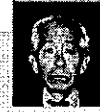
島津 勝弘 …… 島津環境グラフィックス有限会社 代表取締役 クリエイティブディレクター

1959年 富山県生まれ 1989年 島津環境グラフィックスを設立
公共都市環境における景観デザイン、環境グラフィック計画、公共空間や商業施設等における景観計画など多岐にわたるデザイン・クリエイション。
公益社団法人日本サインデザイン協会(常任理事・交通部長) 日本サイン学会(副会長) 富山県・山梨県・上田市景観アドバイザー
【最近の主な受賞】2013-SD00-DESIGN賞 2015-SD01賞/空間デザイン部門 2016-SEE-AWARD 2016 Model Award賞



上田 大輔 …… 株式会社UTECH 代表取締役 広島県屋外広告美術協同組合 青年部会会長

1975年 岡山生まれ 広島県生まれ
映画・テレビ・ウェブ・ユーティリティ・グラフィック 2年勤務 1999年7月 ユーティリティで創業
2015年5月 株式会社UTECに入社 2015年10月 広島県屋外広告美術協同組合 青年部会会長
2015年10月 広島県屋外広告美術協同組合(第1期)常任理事に就任 2016年7月 屋外広告物環境整備推進委員に就任



川原 四志和 …… 長崎県屋外広告美術協同組合 理事

長崎県屋外広告美術協同組合 代表取締役
長崎県屋外広告美術協同組合 代表取締役 長崎県ディスプレイデザイン協会 代表理事

金福 守 …… 長崎県土木部都市計画課 景観班 課長補佐

コーディネーター



渡邊 貴史 …… 長崎大学大学院工学部 環境科学総合研究科 教授

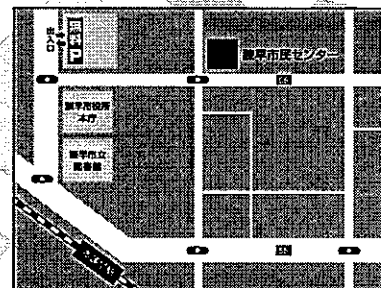
筑波大学大学院工学部 環境科学総合研究科 教授 長崎県屋外広告美術協同組合 理事
専門: 都市計画 景観計画 都市デザイン 都市環境 都市デザイン 都市環境 都市デザイン 都市環境

【主催】長崎県屋外広告美術協同組合 〒850-0861 長崎市江戸町2-28 竹馬ビル3F TEL.095-825-3199 FAX.050-3103-7804
http://www.kanban-nagasaki.net mail:info@kanban-nagasaki.net

【共催】長崎県(後援)国土交通省(予定) 【協力】長崎県ディスプレイ協同組合

【会場】諫早市民センター 〒854-0014 諫早市東小路町8番5号 TEL.0957-23-1160

【会場へのアクセス】◎バス:諫早駅から約8分/諫早駅前ターミナル市役所前(徒歩3分) ◎車:諫早駅から約6分 ◎徒歩:本諫早駅から約5分



お申込み
FAX番号 ●行政・一般の方→095-894-3462 (長崎県都市計画課)
●日広連会員の方→050-3103-7804 (長崎県屋外広告美術協同組合)

氏名: () 歳 他() 名

所属:

住所:

電話:

メール:

意見交換会
(参加・不参加)※人数超過上、ご希望に添えない
場合がございます。ご了承ください。

事務事業にかかる補足説明資料

事業群名	長崎らしい景観形成・まちなみ環境整備の推進
事業名	「ながさきサンセットロード」推進事業費(公共)
担当課	道路維持課

成果指標	目標	H28目標	H28実績	達成率	活動指標	目標	H28目標	H28実績	達成率
		H29目標	—	—			H29目標	—	—
成果指標	イベント参加者数(人)	1,000	1,042	104%	活動指標	推進協議会の開催並びに関連イベントの実施(回)	4	4	100%
		1,000	—	—			4	—	—
			—	—				—	—
			—	—				—	—

事業の実施状況

(1)事業の目的

住民・NPO・企業などが主体となって行政と連携しながら、道を舞台に風景や自然・歴史・文化など、地域ならではの資源を活かした「美しい景観づくり」「活力ある地域づくり」や「観光の振興」を図り、それぞれの活動を活発化することで、にぎわいや元気のある地域を目指します。

(2)平成28年度の事業実施状況

美しい地域と道路空間づくりによる地域の活性化を図り、各々の活動充実と相互力を発揮するため、「ながさきサンセットロード推進協議会」の運営支援、ルートの広報活動、イベント等を行った。

- ・ながさきサンセットロード推進協議会の開催
- ・ながさきサンセットロード一斉清掃開催
- ・ながさきサンセットロード2017フォトコンテスト開催
- ・ポスター、チラシ等による広報活動

(3)平成28年度事業の成果

地域住民や行政による「美しい景観づくり」「活力ある地域づくり」「観光の振興」啓発活動としてフォトコンテスト及び一斉清掃を開催した。

- ・ながさきサンセットロード推進協議会4回開催
- ・フォトコンテスト:76名357作品の応募
- ・一斉清掃参加者数:1,042名の参加
- ・ポスター、チラシをイオンやコンビニ、SA・PAに配布
- 一斉清掃については、事前周知等に工夫も行ったことで、昨年度506名を大きく上回ることができた。

(4)平成29年度の事業実施状況(予定) ※事業実施にあたり見直した内容含む。

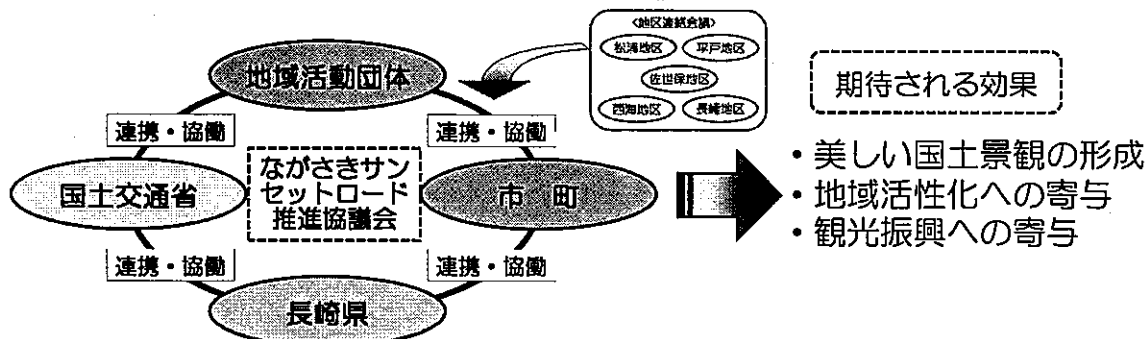
昨年度のフォトコンテスト応募作品を活用したポスター等を作成し、更なる広報・啓発を行っていくことにより、更なる活動の活性化を促し、ながさきサンセットロードの知名度向上を図り、「美しい景観づくり」「活力ある地域づくり」「観光の振興」を目指す。

- ・ながさきサンセットロード推進協議会4回開催予定
- ・昨年度実施したフォトコンテストの表彰式
- ・ながさきサンセットロード一斉清掃開催
- ・ポスター、チラシ等による広報活動
- ・その他

「ながさきサンセットロード」推進事業費（公共）

「ながさきサンセットロード」は、全国に139ある日本風景街道のひとつに登録されており、北は松浦市から南は長崎市までの、長崎西部の美しい海岸沿いの道路（国道202号、国道499号等）をメインとしたルート（約340km）であり、沿線地域の夕日や教会、橋などの美しい景色、歴史的文化的資源を活用し、地域の方と関係行政とが協働しながら沿線景観の保全や整備など、様々な活動に取り組んでいる。

《ながさきサンセットロードのコンセプト》



〔パートナーシップ：58（民間団体）+21（行政）+3（その他）=82団体〕

○平成28年度活動

- ・ながさきサンセットロード推進協議会：4回開催
- ・ながさきサンセットロード一斉清掃開催：11月19日⇒1,042名の参加
- ・ながさきサンセットロード2017フォトコンテスト開催：76名357作品の応募
- ・広報活動として、ポスター、チラシを作製し、イオンやコンビニ、SA・PAに配布

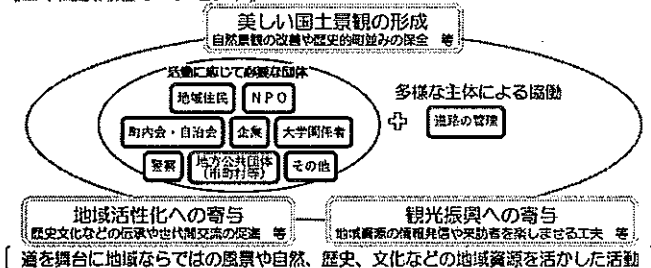
○平成29年度活動予定

- ・ながさきサンセットロード2017フォトコンテスト表彰式
- ・ながさきサンセットロード2017フォトコンテストの作品展の開催
- ・ながさきサンセットロード一斉清掃やその他PR活動

日本風景街道とは、住民・NPO・企業などが主体となって行政と連携しながら、道を舞台に風景や自然・歴史・文化など地域ならではの資源を活かした「美しい景観づくり」「活力ある地域づくり」や「観光の振興」を行っていく取り組み。

それぞれの活動を活発化することで、にぎわいや元気のある地域を目指す。

《日本風景街道のコンセプト》



日本風景街道 - Sunnicks by the Sea -
ながさきサンセットロード
 ~ 暮れどけながさきと歴史の道 ~

11月26日は
「ながさきサンセットロード」に
ドライブコースに最適!!

Scenic Byway Japan Nagasaki Sunset Road

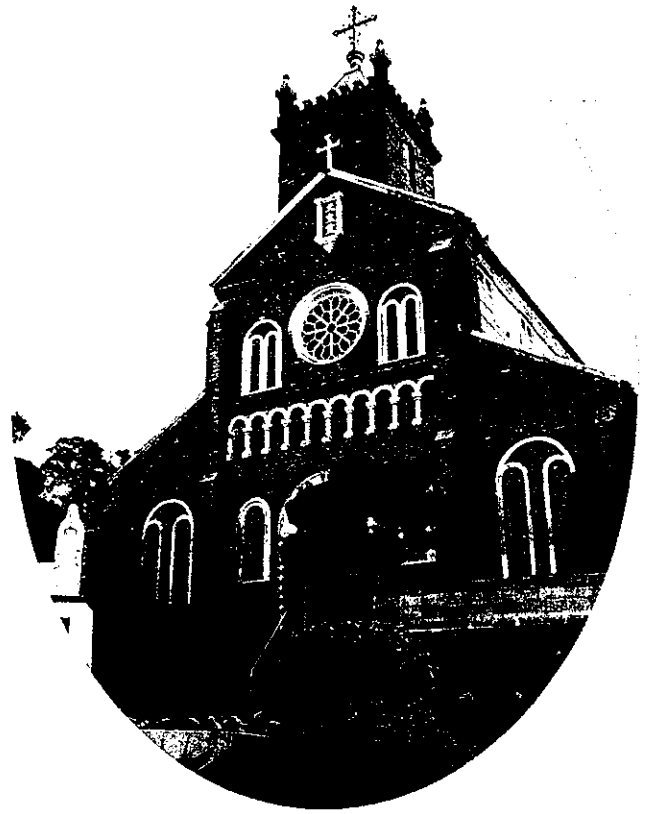
ながさきサンセットロード
 たくさんのポイントがあります!!

凡例

- 全長
- ビューポイント
- 道の駅
- ながさきサンセットロード
- 主要道路
- 一般道路
- 観光地
- 重要文化財、その他の施設

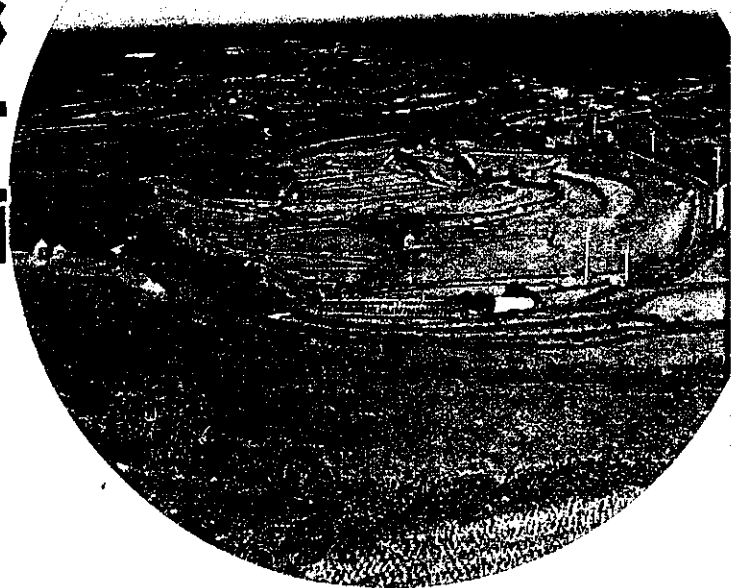
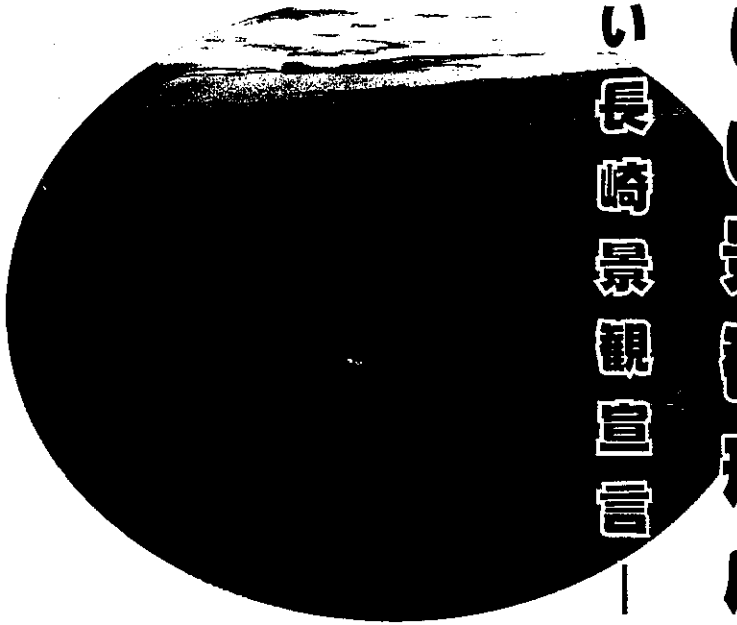
ながさきサンセットロードとは?

日本風景街道の美しい風景と、自然・歴史・文化の資源を活かした「美しい景観づくり」「活力ある地域づくり」や「観光の振興」を行っていく取り組み。



長崎県美しい景観形成計画

— 美しい長崎景観宣言 —



美しい景観形成推進施策の概要

平成23年4月

 長崎県

目的

長崎県は、諸外国との交流の歴史や日本の近代化に貢献した造船、石炭産業などの影響により、独自の文化や生活様式が育まれ、特徴的なまちなみが数多く形成されてきました。

本県独特の景観は、それらのまちなみと変化に富んだ地形や豊かな自然景観が相まって創り出されたものです。

しかし、近年の経済活動や産業構造の変化などにより、これら独特の景観は徐々に失われつつあります。

人口の県外流出と産業経済の停滞が続く本県にとって、県民が誇りと愛着を持ち、県外の人々が訪れてみたいと感じる県土づくりを進めることは、重要な課題のひとつです。

その意味で、魅力ある固有の景観を守り、育み、あるいは新たに創り出して次世代へ継承する取組を進めることは、定住人口、交流人口の拡大にも繋がる重要な方策であり、官民が役割分担し、効果的、かつ効率的に継続する必要があります。

今回策定した「長崎県美しい景観形成計画」により、住民、事業者、市町等と一体となった景観づくりを進め、生活空間や観光資源としての魅力を高めることで、地域の振興に寄与することを目指します。

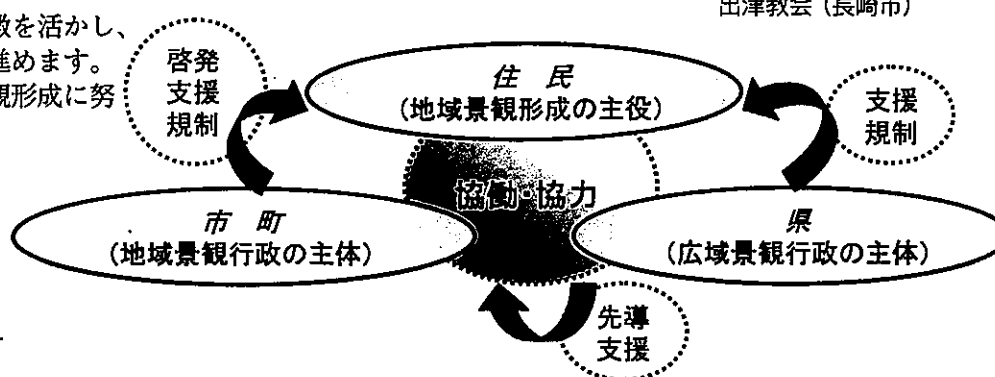
1. 目標

- ① 蒼い海と火山の自然景観の保全
- ② 海外交流や日本近代化の歴史を示す重層的な文化景観の保全
- ③ 生活文化や地域への愛着がにじみ出る景観の育成
- ④ 代表的な景観を巡って楽しめる周遊景観の構築
- ⑤ 景観づくりを支える担い手づくり

2. 各主体の役割

地域景観形成は、その特徴を活かし、住民と市町が主体となって進めます。

県は、その支援と広域景観形成に努めます。



3. 方針

「1. 目標」実現のため、「2. 各主体の役割」を踏まえ、県が行うべき景観施策に係る方針を以下のとおり定めました。

- ① 市町をまたぐ広域的な景観形成（※1）
- ② 地域主体による景観形成活動への支援・活性化
- ③ 県公共事業による先導的・誘導的な景観形成



※1 県が主体的に市町間の調整、支援を行うほか、地域景観を規制・誘導する制度がない市町の区域では、広域景観形成の観点から、当面の間、県が事業者に対し予防的な景観配慮を求めています。

I 重点施策

1. 広域景観形成推進事業

世界遺産候補や主要観光地を結ぶ広域ルート、世界ジオパークなどの広域エリア等において、本県を代表する広域的な景観を重視し、関係者と連携しながら総合的な景観形成を行います。



II 基本施策

1. 活動サポート事業



住民と市町が協働して継続的に取り組む景観まちづくり活動を、計画策定から協働体制構築、施設整備まで支援します。（景観行政団体である市町に限りです。）

事業名	補助対象	補助率及び 限度額 （※2）
景観計画 等策定事 業	市町が行う景観計画及び景観計画に沿った各種計画、ガイドライン等の策定に係る費用	事業費の 4/10又は1/2、 400万円まで
協働体制 構築事業	住民と市町が継続的に景観まちづくり活動を行うための協働体制の構築に係る費用（ワークショップ開催費など提案によるもの）	事業費の 1/3～1/2、 200万円まで
景観形成 関連事業	県の主要施策（観光振興、世界遺産登録等）に沿った景観まちづくり活動（主としてハード事業）に係る費用（建造物の修景費用など提案によるもの）	事業費の 1/3～1/2、 1,500万円 まで

※2 事業が複数年度にわたる場合は、別途上限額を設けています。

2. 景観資産登録制度



個性的で魅力ある景観を形成しているまちなみや文化的景観、あるいは地域景観の核となっている建造物や樹木を登録し、その内容を広く周知します。

また、登録した建造物等の所有者が実施する保全・活用事業を、市町と共同で支援します。



景資第2-144号 旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂（波佐見町）

■整備事業費の補助（保全のための修理、活用を前提とした修景等）

登録対象	補助率及び限度額
建 造 物	事業費の1/3～1/2、200万円まで
樹 木	事業費の1/3～1/2、50万円まで

※「まちなみ」、「文化的景観（※3）」は、補助の対象とはなりません。

※3 文化的景観：棚田など、地域の生活または生業及び風土により形づくられた景観をいいます。

3. アドバイザー派遣制度



住民や市町並びに県の機関が、美しい景観形成を目指した地域づくりや施設整備等を行う場合、あらかじめ登録した関係分野（※4）の専門家を派遣し、技術的な支援を行います。

※4 関係分野

地域計画、景観計画、土木設計、建築設計、緑地設計、色彩計画、照明計画、屋外広告、商業デザイン、造園ほか

4. 公共デザイン推進制度



県及び県と一体となって市町が行う建造物等の整備事業並びに県の重要な景観・まちづくり関係施策の対象区域内で市町が行う建造物等の整備事業のうち、地域景観への影響が大きい事業について、専門家によるデザイン支援及びガイドライン（景観に配慮した公共事業事例集）の作成により、地域の魅力ある景観形成を先導し、市町や民間の施設整備への波及を図ります。



デザイン支援事例：西海橋公園トイレ（佐世保市）

5. 大規模建築物等の規制・誘導



【平成24年4月1日施行】

大規模な建築物や工作物の建設や開発行為は、地域景観に影響を与える可能性が高いため、県では、周辺景観との調和を目的として、景観行政団体（※5）以外の市町の区域において、景観法を活用し予防的行為の規制・誘導を行います。（景観行政団体である市町では、当該市町がその特色を活かした規制・誘導を行います。）

※5 景観行政団体

地域における景観行政を担う主体

長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、新上五島町の12市4町（平成25年10月1日現在）

長崎県美しい景観形成推進条例

平成23年3月25日 長崎県条例第18号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき景観計画区域内における行為の規制等について必要な事項を定めるとともに、美しい景観形成を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした景観の保全と創造を図り、もって県民が誇りと愛着を持つことのできる県土の実現、生活環境の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観行政団体 法第7条第1項に規定する景観行政団体をいう。
- (2) 景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。

(基本理念)

第3条 県土の美しい景観形成は、次に掲げる基本理念にのっとり、行われなければならない。

- (1) 美しい景観形成は、～中略～ 県民に共通の資産として、現在及び将来の世代にわたって県民がその恵みを受用できるように適切に行われるものであること。
- (2) 美しい景観形成は、～中略～ 地域の特性を伸長させるとともに、県民のこれらに対する誇りと愛着を醸成するように進められるものであること。
- (3) 美しい景観形成は、～中略～ 適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その保全及び創造が行われるものであること。
- (4) 美しい景観形成は、～中略～ 地域の活性化に資するよう、その形成に向けた市町、事業者及び県民の主体的かつ積極的な取組を通じて行われるものであること。
- (5) 美しい景観形成は、県、市町、事業者及び県民の適切な役割分担のもとに、相互に連携し、協力することによって、行われるものであること。

(県の役割)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、美しい景観形成を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 2 県は、美しい景観形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する県民及び事業者（以下「県民等」という。）の理解を深めるよう努めるものとする。
- 3 県は、公用又は公共の用に供する建造物等の整備に当たっては、地域の美しい景観形成の推進に関し先導的役割を担うよう努めるものとする。
- 4 県は、美しい景観形成に関する市町及び県民等の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な支援及び協力を行うものとする。
- 5 県は、市町及び県民等の美しい景観形成に関する取組の広域的な調整を行うものとする。

(市町の役割)

第5条 市町は、基本理念にのっとり、地域の特性を生かした美しい景観形成に関する施策を実施するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、地域の景観に配慮した事業の実施に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する美しい景観形成に関する施策に参加し、協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、美しい景観形成についての関心と理解を深め、地域の特性に応じた美しい景観形成に関する活動を実践するとともに、県又は市町が実施する美しい景観形成に関する施策に参加し、協力するよう努めるものとする。

第2章 美しい景観形成計画

第1節 美しい景観形成計画の策定

(美しい景観形成計画の策定)

第8条 知事は、美しい景観形成を総合的、計画的及び広域的に推進するため、景観計画を含めた長崎県美しい景観形成に関する計画（以下「景観形成計画」という。）を定めるものとする。

2 景観形成計画には、法第8条第2項の規定により景観計画に定めることとされる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 美しい景観形成の推進に関する目標
- (2) 美しい景観形成を推進するための施策に関する基本的な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、美しい景観形成の推進に関する必要な事項

3 知事は、景観形成計画（景観計画に係る部分を除く。第5項において同じ。）を定めようとする場合は、あらかじめ、県民等の意見を聴き、長崎県美しい景観形成審議会に諮問するとともに、議会の議決を経なければならない。

－ 第4項、第5項 略 －

第2節 行為の規制等

(適用区域)

第9条 この節の規定は、景観行政団体以外の市町の区域について適用する。

－ 第10条～第20条 略 －

第3節 景観形成計画の推進に関する施策

(活動サポート事業)

第21条 知事は、美しい景観形成に関する地域における継続的な取組を促進するため、市町の長の申出により、次に掲げる取組を認定することができる。

- (1) 市町が行う景観計画その他の当該市町の景観形成の推進に資する方針等の策定
- (2) 市町又は県民等が景観形成のための活動に関して組織する団体（以下「住民団体」という。）が提案する市町と当該市町の住民等との協働体制の構築に資する主体的かつ創意工夫のある活動等
- (3) 市町又は住民団体が提案する主体的かつ創意工夫のある美しい景観形成に関連する事業（前号に掲げるものを除く。）

－ 第2項～第4項 略 －

(まちづくり景観資産)

第22条 知事は、美しい景観形成の推進に資すると認められる建造物、樹木、集落、自然景観等を、市町の長又は当該建造物等を所有する県民等の申出により、まちづくり景観資産として登録することができる。この場合において、県民等は、当該建造物等が所在する市町の長の推薦を得るものとする。

－ 第2項～第4項 略 －

(美しい景観形成アドバイザー)

第23条 知事は、美しい景観形成に関する専門的な知識、技術又は経験を有すると認められる者を美しい景観形成に関するアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として登録するものとする。

－ 第2項 略 －

3 知事は、美しい景観形成に資すると認められる場合は、市町又は県民等の求めに応じ、アドバイザーを派遣することができる。

(広域景観の形成)

第24条 知事は、本県を代表する景観を結ぶ区域その他これに準ずる区域で、美しい景観を生かした観光その他の地域間の交流の促進による地域の活性化が見込まれるものを、広域景観形成推進地域として指定することができる。

－ 第2項、第3項 略 －

(財政上の措置)

第25条 県は、景観形成計画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

－ 第3章 第26条、第27条 略 －

第4章 雑則

(景観行政団体である市町との関係)

第28条 県は、この条例に基づく施策を推進するに当たっては、景観行政団体である市町が行う施策を尊重し、配慮するものとする。

－ 第29条、第30条 略 －

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2章第2節の規定は、平成24年4月1日から施行する。

－ 経過措置 略 －

平成25年10月 第4版

お問合せ先：長崎県土木部都市計画課景観班
TEL:095-894-3151 (ダイヤルイン)
E-Mail:toshikeikaku@pref.nagasaki.lg.jp